

子どもたちが夢と希望を持って未来
を切り拓ける環境づくりを目指して

平成30年11月

岡山県子どもの未来応援ネットワーク会議

◎はじめに

家庭の経済的な状況が子どもの学びや体験、将来の進路にも影響を与えるとされる「子どもの貧困」問題が我が国において社会問題化するなか、2013年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、総合的に取組が進められていますが、2015年の子どもの貧困率は13.9%と、今なお経済協力開発機構（OECD）の加盟国のなかでも高い値を示しています。

岡山県では、これまで子どもの貧困対策に関する県計画に基づき、施策を推進するとともに、併せて、官民連携による「子どもの未来応援ネットワーク会議」を設置し、県下の子どもの生活実態の把握や効果的な支援の在り方について、これまで2か年にわたり専門的な見地から協議を重ねてきましたが、この度、当会議における意見を集約し、結論を取りまとめました。

まず、この問題の解決に向けては、子どもが愛情や理解のある家庭環境のもとで、適切に養育され、その生活を保障されること、年齢や発達の状況に応じ、その意見や価値観が尊重され、最善の利益が優先して考慮されること、心身ともに健やかに成長し、自立が図られること、その他等しく福祉を保障されることは、すべての子どもが有する権利であることを改めて認識する必要があります。

子どもが一人の人間として成長していく過程には、家族はもとより、学校や地域など様々な人たちの見守りや関わり、支えが必要であって、子どもは社会の宝として社会全体で育てていく、子どもの持つ権利は社会全体で守るといった意識を私たち大人一人ひとりがしっかりと心に刻みながら、子どもが自分自身の可能性を信じ、前を向いて未来を切り拓いていけるよう支援することが極めて重要です。

また、社会の構成員である私たちは、この問題の背景にある子育て世代の雇用・労働環境や、ひとり親家庭などが抱える課題等を看過せず、こうした課題に関わる世の中のあらゆる分野、あらゆる人たちに働きかけ、社会全体の仕組みを変えていくことも必要です。

当会議としては、まずその第一歩として、今後、岡山県内において、県・市町村などの行政の施策や民間の活動において、それぞれの役割分担に応じ、当会議が提言する子どもの貧困施策の方向性に沿った取組が進められることを期待するとともに、県内はもとより、我が国全体の子どもの貧困対策が、今後、一步ずつでも進んでいくことを願っております。

平成 30 年 11 月 15 日

岡山県子どもの未来応援ネットワーク会議

岡山県子どもの未来応援ネットワーク会議 名簿

平成30年10月18日現在

区 分	氏 名	所属・職名	
学識経験を有する者	近藤 理恵	岡山県立大学保健福祉学部教授	座長
	直島 克樹	川崎医療福祉大学医療福祉学部講師	委員
支援団体等を代表する者	石田 篤史	みんなでつくる財団おかやま理事	委員
	宇野 均恵	認定NPO法人ハーモニーネット未来理事長	委員
	岡 智明	岡山県社会福祉協議会地域福祉部長	委員
	則武 直美	岡山聖園子供の家施設長(県児童養護施設等協議会副会長)	委員
	糸山 智栄	岡山県学童保育連絡協議会会長	委員
学校関係団体を代表する者	國府島 知子	岡山県小学校長会会長(岡山市立御南小学校長)	委員
	三上 政誉志	岡山県中学校長会会長(岡山市立福浜中学校長)	委員
	塩山 啓子	岡山県私学協会幹事(山陽女子中学校・高等学校長)	委員
関係行政機関の職員	大谷 哲子	岡山市岡山っ子育成局こども福祉課長	委員
	平井 良幸	津山市こども保健部こども課長	委員

(順不同)

◎子どもの生活実態調査について

2017年11月に県内22市町村から抽出した小学5年生と中学2年生の子どもと保護者、約5,109世帯を対象に、子ども貧困問題に係る生活実態調査を実施するとともに、支援に携わる200団体を対象にアンケート調査を実施した。

この調査結果は、県内の子どもたちの生活実態を、所得階層別、家族形態別に把握する県内初の貴重な成果であり、これらをもとに、当会議では、岡山県の子どもの貧困対策の方向性について、以下のとおり検討した。

※ 調査結果については既に公表済みであり、省略する。

◎調査結果を受けて

1 実態調査結果からみえる主な傾向

子どもの生活実態調査の結果から、所得が少ない世帯や、その子どもの実態として、主に次のような傾向がうかがえる。

(1) 子どもへの大人の関与が少ない

所得の少ない世帯は、非正規職員の割合も高く、経済的に厳しい環境を背景として、仕事や生活などのために子どもと一緒に過ごす十分な時間が確保できていない。このため、保護者などの大人が子どもの身の回りの世話やしつけなどで、子どもに関わることができず、相対的に子どもだけで過ごしている時間が長くなっている状況が推測される。

(2) 不安定な健康状態と生活習慣、不十分な食事、学力・経験の不足

所得の少ない世帯の子どもには、健康状態の不調のほか、朝食や休日の昼食を食べていない傾向がみられる。また、保護者などの大人が子どもへ関わることが少ないことで、睡眠、食事など生活リズムの乱れや孤食、また学習習慣が定着しないことによる学力不足や、子どもらしい自然・文化体験や経験の欠如など、子どもがそれぞれの年齢に応じて、生き生きと子どもらしく生活する上で様々な影響が及んでいることがうかがえる。

(3) 不安定な家族関係と自尊心の低さ

子どもは、親の関わりの少なさや家庭の経済事情への懸念などにより、親から愛されていないと感じたり、自分に自信を持つことができず、自尊心・自己肯定感の低下やあきらめなどから、前向きに生活しようとする意欲も低

下している状況がうかがえる。

(4) 支援につながりにくい

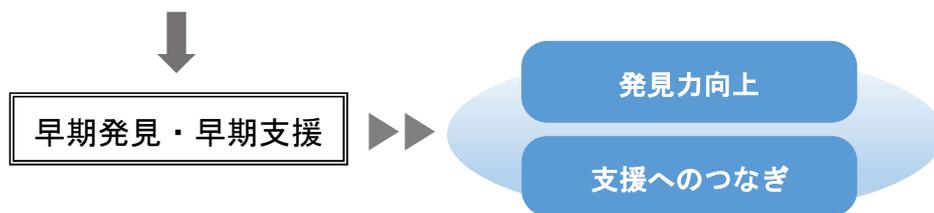
保護者が仕事や生活に追われたり、あるいは、核家族化や離婚などにより、周囲に助けを求められる人がいない状況に陥っている可能性がある。このため、保護者が社会的にも精神的にも孤立化することで、その子どもも含め、本来、受けられるべき支援や援助に届いていない状況が生まれていることが推測される。

2 子どもの貧困対策として進むべき方向

子どもの貧困対策として、行政や民間が一体となって進んでいくべき道は何か。このことの検討に当たっては、子どもの幸せの視点に立って、上記1のような傾向を課題と捉え直すと、次のような3つのキーワードを中心として方向づけを行うことができると考えられる。また、3つのキーワードとは別に、支援体制等に係わる基盤整備や既存の支援策の改善・充実として『支援体制の強化・充実』は方向性の一つとして検討すべきものと考えられる。

I つながる

- ◆就学前の早い段階から要支援者の発見と支援に「つながる」仕組みづくり
- ◆多様なチャンネルを活用した要支援者へのアプローチと支援への結び付け
- ◆要支援者の発見につながるアセスメントやケースマネジメント等の導入



II 子どもとその家族へのエンパワー

- ◆子どもが安心して過ごせる幅広い居場所の提供（ただし、居場所づくりそれ自体が目的とならないよう留意）
- ◆子どもが自尊心や自己肯定感を高めていくことができる他者とのつながりの促進
- ◆子ども自身の能力や意識を高めていくための、居場所などでの「エンパワーメント」の実行
- ◆子育てや生活に追われがちな保護者や家族がリラックスし、心のゆとりを

回復できる場や機会の提供など、子どもの生活の礎となる家族の負担を軽減し、不安なく暮らせるための社会全体での環境づくり



Ⅲ 支えあい

- ◆子どもの信頼が得られるような、寄り添った支援
- ◆子ども一人ひとりの状況に応じた子ども目線での関わり
- ◆多様な地域資源、支援者の連携による社会全体で支えあう仕組み



◎支援体制の強化・充実

- ◇3つのキーワードとは別に、支援基盤の整備や既存施策の改善等を図る
- ◇制度の狭間にある子どもを地域で見守り育み、家族の負担軽減に取り組む活動を社会全体で支えあう仕組みづくり
- ◇福祉行政と教育行政の連携の強化

3 役割分担

子どもの貧困対策を進めるに当たっては、明日の岡山県を創っていく子どもたちを県民総ぐるみで支えていく取組が必要である。県や市町村などの行政機関と、地域の住民やボランティア・NPO、社会福祉協議会などの民間団体がそれぞれの役割分担により、協働しながら活動を進めていくことが一層重要となる。

(1) 市町村の役割

住民に最も身近な行政機関である市町村は、地域の中心的な存在として、支援を必要とする子どもやその家族の立場に立って、その課題を把握し、子どもの貧困対策に関する主体的な施策を展開することにより、公的なサービスを提供していくこと、あるいは、地域資源としての住民や民間団体の自発的な福祉活動を支援が必要な人に結び付け、地域づくり・人づくりを担っていくことが求められる。

(2) 県の役割

県は、市町村だけでは対応できない広域的又は専門的なニーズに対応することが求められるが、子どもの貧困という制度の狭間にある課題として、市町村の創意と工夫、独自性を尊重しながら、県域全体で目指すべき方向性を示すとともに、新たな取組を先駆的に地域に広げ、市町村や民間団体等の活動環境を支援することで、地域の取組を一層促進し、サービスが提供される基盤づくりを進めていくことが必要である。

また、一地域だけでは解決できない、社会システム全体に関わる根幹的な課題にあっては、地域を代表してしっかりと国に提言していく役割を担う。

(3) 民間の役割

住民や民間団体、企業や大学等は、地域の一員として、相互のパートナーシップの関係を保ちつつ、協働の理念のもと行政機関とも連携しながら、子どもの貧困対策として公的なサービスが行き届かない分野において、それぞれの長所、特長を活かしながら、柔軟かつ主体的、自主的な活動により、支援を必要とする子どもたちに寄り添い、支えあい、きめ細やかに活動することが期待される。

4 目指すべき施策の在り方

貧困は、子どもたちの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を脅かすおそれがあり、すべての子どもの権利が、生まれ育った家庭環境に左右されることなく保障されるためには、この子どもの貧困問題の解決を急ぐ必要がある。

子どもの貧困対策としては、まず、親から子どもへと引き継がれる、いわゆる貧困の連鎖を断ち切ることが何よりも重要である。そのためには、子どもたちが身体的にも、精神的にも健康でいられる、安定した生活・教育環境を整えることが必要であり、具体的な支援としては、就学前の早い段階から支える仕組みや、机上の教科学習のみならず、スポーツや文化的な体験活動を含めた幅広い意味での教育、さらに、子どもたちが自尊心をもって自らの人生を肯定的

に生きていくための安定した生活環境と他者との信頼関係の構築も不可欠であり、同時に子どもだけでなく、その家族への支援も求められる。また、既存の制度の改善も含めて、支援を行うための基盤づくりの強化・充実も期待されるところである。

そして、これらの支援を進めるに当たっては、行政をはじめ、地域住民、ボランティア・NPO、学校や企業などの多様な地域資源が連携しながら、就学前から若者に至るまで、子どもの発達段階に応じて、様々な支援を講じることができるよう、社会全体で支えていくことが望まれる。また、行政においては、福祉と教育の連携も重要な課題の一つである。

以下には、子どもの貧困対策として、今後、必要と考えられ、県や市町村、民間団体などが、それぞれの役割分担において取り組むことが望ましい施策の在り方について上記2に示したキーワード等に沿って示している。

これらの趣旨を汲み取り、実態調査結果からみえてきた課題を踏まえ、それぞれの主体において、さらに新たな施策・活動に主体的に取り組んでいただきたい。

早期発見・早期支援

<取組目標：発見力の向上、支援へのつなぎ>

(1) アウトリーチとソーシャルワークによる支援

アウトリーチ等の手法により、就学前の早い段階から支援の必要な子どもを発見し、ケースワークすることで、地域の様々なリソースを活用しながら、適切なサービスにつないでいく仕組みづくり

(2) 子どもに身近な関係者の理解増進

保育士や放課後児童支援員、学校関係者などが、子どもの貧困問題や支援制度等に関する理解と関心を高めることで、支援が必要な子どもや家庭への発見力を高め、早い段階での気づきの促進を図るとともに、気づいた情報をいち早く適切な支援機関や制度につなげることが、子どもへの支援の第一歩であることを認識してもらうための取組

(3) アセスメントツールの活用

行政機関をはじめ、日常的に子どもと関わる機関等が、子どもや家庭に対する通常サービスを提供する中で、個別に子どもや家庭の状況を把握しながら、経済的困窮やつながりの脆弱さを背景とした困窮家庭の早期発見を容易にするためのアセスメントツールの開発とその活用

<取組目標：子どもや家庭への衣食住支援>

(1) 居場所への支援

仕事や生活に追われ、保護者が十分に関わることが難しい家庭の子どもが、放課後等に独りで過ごすことなく、家庭や学校の代わりに安心して安全に過ごすことのできる集いの場や、いわゆる「地域食堂」や「子どもの食堂」などの名称で、地域の様々な子どもや家庭などを対象として、食事の提供などが受けられるような交流拠点、また、無料や低料金での学習を中心とした居場所など、様々な形態による居場所づくりの活動が、地域で広がる（各小学校区に一つの設置を目指す）ための環境整備や、活動状況の広報

(2) 他者との信頼関係の構築と生きる力の形成

居場所で子どもが様々な人たちと交流することで、大人や周囲の子どもとの信頼関係を築きながら、子ども自身が自信を持ち、自己肯定感を高めて前向きに生活ができるような、つながりを促進する機会の創出

(3) 物資へのつなぎ

食品や衣料品、学用品などの物資を提供したい支援者と、援助物資を必要としている要支援者を有機的につなぐための仕組みづくり

(4) 住居の確保

ひとり親家庭など経済的な困難を抱える家庭が心身と生活の安定を図るための、公営住宅入居への更なる配慮、民間賃貸住宅の物件情報の提供や支援団体の紹介

<取組目標：学習・体験活動支援など多様な学びの充実>

(1) 学習支援の強化

家庭の経済的な事情等を背景として、学校の授業だけは学力が不足しがちな子どもに対する年齢に応じた効果的な学習支援や子どもが取り組みやすい様々な体験学習の提供

また、現行の多様な学習支援等において、本来、支援を届けたい厳しい環境に置かれている子どもたちが確実に参加できるような工夫や改善

(2) 体験活動の提供

通常、多くの子どもが経験するであろう、子どもらしい自然体験や文化的な経験、スポーツ体験などの体験活動（学習）プログラムを開発し、居場所などで過ごす困窮家庭の子どもに提供する仕組みづくり

<取組目標：家庭教育・就労の支援>

(1) 保護者への家庭教育支援

地域や社会の様々なリソースによる支え合いの中で、家庭で保護者が子どもと良い関係を築くとともに、子どもが適切な生活や学習の習慣を身につけることができるような保護者への支援

(2) 保護者の就労促進等

保護者自身の自立や就労の定着に向けた支援のより一層の充実、ひとり親などに対する雇用・労働環境への配慮など、企業等における困窮家庭への理解促進

寄り添い・支える

<取組目標：支援者の確保、つながりの強化>

(1) 支援者の養成

居場所などで子どもと接する支援ボランティアを確保・養成し、子ども目線で継続的に関わることで信頼関係を構築しながら、子どもに寄り添った支援を行う取組

(2) ケースマネジメントによる連携

支援が必要な子どもやその家族に関わる様々な関係者が、支援方針を共有し、支援の進捗状況を確認しながら、連携して支え合っていく仕組みの構築

支援体制の強化等

<取組目標：拠点づくり、基盤整備、広報啓発等>

(1) 支援拠点の整備

妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を提供する「子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）」や、子ども家庭支援全般に係る業務を行う「子ども家庭総合支援拠点」の市町村への設置促進

(2) 市町村の計画的な施策推進

市町村における子どもの貧困対策に係る方策をより実効性あるものとするための、具体的な施策・目標等の計画への位置づけ

(3) 学校と福祉関係機関等との連携強化

学校を中心に活動するスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどが、保育所や市町村の子ども家庭総合支援拠点、児童相談所などの福祉関係機関やNPOなど民間の活動団体、更には医療機関などと連携し、情報共有しながら取り組むことができる体制の強化

(4) 支援のための財政的基盤の整備

困窮家庭の子どもを支援したい県民や企業等からの浄財（寄附）が、支援の必要な子どもや家庭、それらを支える地域や民間によるインフォーマルな活動に届けられる仕組みの構築

(5) 支援情報の周知

ひとり親家庭や生活困窮世帯に対する福祉施策や、奨学金や就学援助など教育分野における経済的支援など、各種支援に関する必要な情報を的確に当事者に届けるための周知・広報での工夫や、対象者の利便性向上のための運用改善